



# 宮 崎 県 公 報

平成27年3月31日（火曜日） 号外 第22号の2

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 37,200円

## 目 次

頁

### 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例-----（税務課）1

## 本号で公布された条例のあらまし

### 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 改正の理由及び主な内容  
地方税法等の一部改正に伴い、外形標準課税に係る法人事業税の税率の改正、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例の延長等所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県条例第32号

#### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

第1条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第31条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（<u>ア及びイ</u>に掲げる法人を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]	[略]	エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>ア及びイ</u> に掲げる法人を除く。）		オ [略]		[略]		<p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第31条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（<u>アからウ</u>までに掲げる法人を除く。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>オ [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第52条第2項第1号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第8条の5第1項に定める日）現在における資本金の額及び資本準</p>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]	[略]	エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>アからウ</u> までに掲げる法人を除く。）		オ [略]		[略]	
法人の区分	税率																				
1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]	[略]																				
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>ア及びイ</u> に掲げる法人を除く。）																					
オ [略]																					
[略]																					
法人の区分	税率																				
1 次に掲げる法人 ア～ウ [略]	[略]																				
エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ <u>アからウ</u> までに掲げる法人を除く。）																					
オ [略]																					
[略]																					

備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表の第1号才中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第8条の5第1項に定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第2号から第5号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「法第52条第2項第1号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

3 法第52条第2項第2号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第5項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第8条の5第2項に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

4 法第52条第2項第3号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

（法人の事業税の税率等）

第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の付加価値額に 100分の0.72の税率を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の0.3の税率を乗じて得た金額  
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 1.6</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 2.3</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 3.1</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

（法人の事業税の税率等）

第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額  
 ア 各事業年度の付加価値額に 100分の0.48の税率を乗じて得た金額  
 イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の0.2の税率を乗じて得た金額  
 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	<u>100分の 2.2</u>
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額	<u>100分の 3.2</u>
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	<u>100分の 4.3</u>

(2)・(3) [略]

2 [略]

3 以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に 100分の0.48の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の 0.2の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に 100分の 4.3の税率を乗じて得た金額  
(2)・(3) [略]  
(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)

第38条 [略]

2 [略]

3 法第73条の14第6項から第10項までの規定に該当する者は、第1項の規定によって提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条各項の規定によって、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。

4 [略]

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

ア 各事業年度の付加価値額に 100分の0.72の税率を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に 100分の 0.3の税率を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に 100分の 3.1の税率を乗じて得た金額  
(2)・(3) [略]  
(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)

第38条 [略]

2 [略]

3 法第73条の14第6項から第14項までの規定に該当する者は、第1項の規定によって提出すべき申告書に、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税の課税標準から同条各項の規定によって、それぞれ定められた相当額を控除すべきであることを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添えなければならない。

4 [略]

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項若しくは第4項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

(宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第10条の2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該改修工事対象住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の種類、床面積、新築年月日、取得年月日及び取得価格

(3) 改修工事の内容及び予定価格(内容ごとの内訳を含む。)

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。

<p>(自動車税の税率の特例) 第12条 [略]</p>	<p><u>この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項(法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「、第73条の27の7第1項又は法附則第11条の4第4項」と、第42条の2中「第73条の27第1項」とあるのは「第73条の27第1項(法附則第11条の4第5項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(自動車税の税率の特例) 第12条 [略] <u>(狩猟税の課税免除又は税率の特例の適用を受けようとする者が申告書に添付する書類)</u> 第13条 第85条の3第1項の申告書を提出すべき者が法附則第32条第1項又は法附則第32条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであるときは、当該申告書にこれらの規定に該当することを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p>
----------------------------------	---

第2条 宮崎県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(狩猟税の課税免除又は税率の特例の適用を受けようとする者が申告書に添付する書類)</p> <p>第13条 第85条の3第1項の申告書を提出すべき者が法附則第32条第1項又は法附則第32条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであるときは、当該申告書にこれらの規定に該当することを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(狩猟税の課税免除又は税率の特例の適用を受けようとする者が申告書に添付する書類)</p> <p>第13条 第85条の3第1項の申告書を提出すべき者が法附則第32条第1項若しくは第2項又は法附則第32条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に該当するものであるときは、当該申告書にこれらの規定に該当することを証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、同年5月29日から施行する。  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)第31条第2項から第4項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する経過措置)
- 3 改正後の条例第32条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 4 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(狩猟税に関する経過措置)
- 5 改正後の条例附則第13条の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の宮崎県税条例附則第13条の規定は、平成27年5月29日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。